

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	中小企業の留学生等採用支援事業の委託について
----	------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：文化観光産業部消費生活就労支援課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	中小企業の留学生等採用支援事業
<b>担当課</b>	消費生活就労支援課
<b>目的</b>	深刻な人手不足に悩む中小企業の人材確保を図るため、日本で活躍することを希望する留学生等外国人求職者と、外国人材の受入れを検討しているもののノウハウがなく、採用につながらない中小企業とのマッチングを支援する。
<b>対象者</b>	1 留学生等外国人求職者 2 区内中小企業の経営者・従業員
<b>事業内容</b>	<p>本事業は、外国人材の活用を検討している中小企業と日本で活躍することを希望する留学生等外国人求職者（以下「外国人求職者」という。）のマッチングを支援する事業である。このため、外国人求職者の就職支援や中小企業の外国人材受入れ支援という非常に高い専門性を要する業務であることから、豊富なノウハウを備えた委託先に委託し、実施するものである。</p> <p>1 事業対象及び事業規模 区内中小企業 10 社程度及び外国人求職者</p> <p>2 事業期間 2019 年 4 月中旬から 2020 年 3 月 31 日まで（次年度以降も同様の業務委託を行う）</p> <p>3 委託内容</p> <p>(1) 外国人求職者の支援</p> <p>①外国人求職者向け就職支援セミナーの開催 日本の就職活動に馴染みのない外国人求職者の就職活動を支援するため、ノウハウ・スキルを身につけるためのセミナーを開催する。</p> <p>②外国人求職者（内定者）向け定着支援セミナーの開催 内定者に日本独特のビジネスマナーや企業文化を伝授するためのセミナーを開催する。</p> <p>③個別相談 対面・電話・メール等により個別の相談に応じ、相談に対するアドバイスをすることで、定着を支援する。</p> <p>(2) 企業の受入支援</p> <p>①中小企業向け外国人材受け入れ支援セミナーの開催 外国人材の採用の入り口で悩む中小企業に対し、業界ごとの採用ノウハウを伝授するためのセミナーを開催する。</p> <p>②中小企業向け定着支援セミナーの開催 外国人材の定着を支援するための制度設計等をケーススタディを通じて学べるセミナーを実施する。</p> <p>③個別相談 外国人材の採用・育成・定着等をテーマに個社ごとの悩みを個別相談により解決する。</p> <p>(3) 外国人求職者と中小企業のマッチング支援</p> <p>①交流会の開催 業界研究等のテーマを通じて、外国人材の採用を検討している中小企業と日本で就職したい外国人求職者が互いを知るための機会を提供する。</p> <p>②インターンシップの実施 具体的に採用を希望する企業において、外国人求職者の就職体験の場を提供し、数日間の体験を通じて相互理解を深めることで、ミスマッチを防ぐ。</p> <p>③企業説明会又は面接会の開催 外国人材の採用を希望する企業と外国人求職者のマッチングの機会を提供し、採用に繋げる。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託  
(第14条第1項)・・・報告事項

## 件名 中小企業の留学生等採用支援事業の委託について

保有課(担当課)	消費生活就労支援課
登録業務の名称	中小企業の留学生等採用支援事業
委託先	未定(公募型プロポーザルによる)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【外国人求職者及び中小企業の従業員(採用担当者等)に係る情報項目】 氏名、年齢、国籍、住所、在留資格、在留期間、電話番号、メールアドレス、学歴、職歴、就職先、希望職種、就職・採用に関する外国人求職者及び中小企業の個別相談記録
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン)
委託理由	外国人求職者の就労支援及び企業側の外国人材受け入れ支援という非常に高い専門性とノウハウを要する業務を専門業者に委託することにより、効率的かつ効果的に業務を行うため
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人求職者の支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 外国人求職者向け就職支援セミナーの開催</li> <li>(2) 外国人求職者(内定者)向け定着支援セミナーの開催</li> <li>(3) 個別相談</li> </ol> </li> <li>2 企業の受入支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中小企業向け外国人材受け入れ支援セミナーの開催</li> <li>(2) 中小企業向け定着支援セミナーの開催</li> <li>(3) 個別相談</li> </ol> </li> <li>3 外国人求職者と中小企業のマッチング支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交流会の開催</li> <li>(2) インターンシップの実施</li> <li>(3) 企業説明会又は面接会の開催</li> </ol> </li> </ol>
委託の開始時期及び期限	2019年4月中旬から2020年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約にあたり、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。</li> <li>2 委託に当たり収集した個人情報は、業務履行後に全て区に返却させるとともに、パソコン上のデータは消去させ、消去したことを区に報告させるよう指導する。</li> <li>3 委託先に、業務従事者への個人情報の取扱いに係る教育状況を確認する。</li> <li>4 必要に応じて、委託先の個人情報の管理・保管状況を立入り検査し、確認する。</li> <li>5 区は、各イベントで委託先が取得した個人情報について、参加者に示した目的外で利用することがないように委託先に指導する。</li> </ol> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせるよう指導する。</li> <li>2 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情</li> </ol>

	<p>報漏えいがないよう、ファイア・ウォール等による保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させるなどの対策を徹底させるよう指導する。</p> <p>3 委託先のパソコンは、ログを記録・管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底させるよう指導する。</p> <p>4 メール相談等では、極力個人が特定できる内容を入力しないこととし、パスワード設定等による情報漏洩の防止に努めさせるとともに、誤送信のないよう指導を徹底させるよう指導する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p><b>【運用上の対策】</b></p> <p>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>2 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>3 別紙特記事項に記載の内容及び新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について、委託業務に従事する全ての従業員に指導させる。</p> <p>4 委託に当たり収集した個人情報は、業務履行後に全て区に返却させるとともに、パソコン上のデータは消去させ、区に報告させる。</p> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <p>1 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。</p> <p>2 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、ファイア・ウォール等による保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させるなどの対策を徹底させる。</p> <p>3 委託先のパソコンは、ログを記録・管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。</p> <p>4 メール相談等では、極力個人が特定できる内容を入力しないこととし、パスワード設定等による情報漏洩の防止に努めさせるとともに、誤送信のないよう指導を徹底させる。</p>

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### **(再委託の禁止)**

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査等)**

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表等)**

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。